

## 令和2年度 畜産特別資金制度の見直しについて

### 【見直しの概要】

#### (1) (新型コロナ対策) 貸付日の追加

例年:5月末及び11月末 → 令和2年度:毎月末

#### (2) (新型コロナ対策) 償還猶予等の規定創設

「災害等やむを得ない事業」(新型コロナ及び令和2年7月豪雨が該当)により償還困難と見込まれる畜産経営者に対し、償還期限若しくは措置期間の延長、中間据置の設定(1年)が認められる。

※ 償還猶予等を受けるには、経営改善計画及び融資機関支援計画を見直し、県の承認を得る必要があります。

#### (3) (令和2年度以降新規貸付者が対象) 資金借入に係る要件等追加

① 借入者に収支管理の徹底(財務諸表の作成・融資機関への提出)、融資機関に借入者への収支管理指導の徹底を明確化。

② ①が守られていないことが確認された場合、都道府県知事は経営改善計画・融資機関支援計画の承認取消が可能(=利子補給停止)。また畜産特別資金保証円滑化事業において代位弁済当の申請が承認されない。

③ 経営改善計画等の見直し期間を据置期間終了後5年間に延長、経営状況に応じて短縮・延長が可能(これまでは一律貸付後5年)

※ 計画見直し期間の短縮・延長を行うには、県の承認を得る必要があります。

【令和2年度限り】